

平成30年度第6回
野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 平成30年11月29日（木）

午前9時30分から

場 所 市役所5階 511・512会議室

1 個人情報取扱事務について（公開）

- ・意思疎通支援者派遣事業に関する事務の変更及び個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告（障がい者支援課）

判決の概要

1 事案の概要

原告が、野田市情報公開条例に基づき、野田市教育委員会に対し行政文書の開示請求をしたところ、本件開示請求が権利の濫用に当たるとして却下する決定（以下「本件開示請求却下処分」という。）を受け、本件開示請求却下処分に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についても、同様の理由で却下する決定（以下「本件異議申立て却下処分」という。）を受けたことから、野田市に対し、本件異議申立て却下処分の取消し（第1事件）及び本件開示請求却下処分の取消し（第2事件）を求めた事案

2 主文

- (1) 野田市教育委員会が原告に対し、平成27年5月15日付けでした原告の異議申立てを却下する処分を取り消す。
- (2) 野田市教育委員会が原告に対し、平成27年4月7日付けでした原告の行政文書開示請求を却下する処分を取り消す。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事案における主な争点

- (1) 本件開示請求が権利の濫用に当たるか

○市の主張

本件開示請求は、原告のAに向けられたクレームストーカー行為の一環としなされたものであることは明らかであり、およそ正常な権利行使と評価することはできない。したがって、本件開示請求は、権利の濫用に当たる。

○裁判所の判断

そもそも、本件開示請求の対象文書は、野田市教育委員会における起案文書等であって、A及び本件博物館等の業務との関連性は相対的に低く、本件開示請求自体から、本件博物館やAに対する嫌がらせ目的、ないしはAに対する原告の特異な感情の表出又は応対ぶりに対する異常な反応の現れと認めることはできない。

また、原告がAや本件博物館等の業務に支障を与える目的をもって殊更に本件開示請求を含む一連の行政文書開示請求等を繰り返したことを認めるに足りる証拠はない。以上によれば、本件開示請求が権利の濫用に当たるとはいえない。

- (2) 本件異議申立て却下処分は本件条例16条が規定する審査会への諮問の要件を欠き違法か

○市の主張

裁決行政庁である野田市教育委員会の却下裁決は、裁決行政庁としての判断においても、本件開示請求は権利濫用と認められることから、そのため、その再考を求める本件異議申立て自体、異議申立て権の濫用と云わざるを得なく不適法な異議申立て行為であ

る、との判断を示したものであり、それは文字通り、形式的にも実質的にも本件異議申立には適法性が認められない趣旨の「却下」裁決であるから、本件条例16条の規定する審査会への諮問をする必要はない。

○裁判所の判断

本件異議申立却下処分の理由には、本件異議申立てが権利濫用に当たるなどその手続に違法がある旨の記載はなく、裁決庁である教育委員会は、処分庁である教育委員会がした本件開示請求却下処分は相当であると判断したものにほかならず、実質的に本件異議申立てを棄却する決定であると解するのが相当であり、不適法として却下した決定には当たらない。

また、野田市は実質的に却下の裁決をしたと主張するが、却下の理由に本件異議申立て自体が権利濫用に該当するとの記載はなく、野田市の主張は採用できない。

そうすると、本件条例16条の規定する除外事項に該当しないため、本件異議申立却下処分に当たり、教育委員会が審査会に諮問していないことは、同条に違反することになる。

本件条例16条が審査会に諮問しなければならないと定める趣旨は、第三者機関である審査会に諮問することによって、不服申立てに係る処分庁又は審査庁の判断の客観性、公正性、透明性を担保する趣旨と解される。

そして、本件開示請求却下処分は、本件開示請求が権利の濫用に当たることを理由とするものであり、権利の濫用に当たるか否かの判断は、形式的要件とは異なり、種々の考慮要素を踏まえた実質的な判断を要し、その判断の客観性、公正性、透明性を担保するためには、審査会に諮問をすることが重要な手続となるというべきところ、同条はこのような場合を審査会への諮問を要しない除外事由として定めていない。

したがって、本件異議申立処分には取り消すべき違法があるといわざるを得ない。

【野田市情報公開条例第16条の規定】

(審査請求に関する手続)

第16条 開示等決定又は開示等決定に係る不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、野田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(第13条第2項の規定により当該行政文書の開示について反対の意思を表示した意見が表明されている場合を除く。)

2・3 (略)

野田市情報公開条例の解釈と運用の手引の条例第16条の摘要及び
野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引の条例第31条の摘要
の修正について

野田市情報公開条例の解釈と運用の手引の条例第16条の摘要及び野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引の条例第31条の摘要に次の文言を加えます。

◎ 第1項第1号の適用に関する留意事項

権利の濫用の適用によって審査請求を却下しようとする場合の取扱いについては、平成27年度に本市において、権利の濫用であることは明白であるから不適法であるとして審査会への諮問手続を経ずに却下の決定をした事例があったが、その後提起された裁判の判決によって当該決定が取り消されている。当該判決では、審査会への諮問手続は、「権利の濫用に当たるか否かの判断が、形式的要件とは異なり、種々の考慮要素を踏まえた実質的な判断を要することから、その判断の客觀性、公正性、透明性を担保するための重要な手続である」とされたことから、権利の濫用の適用をする場合には、野田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問を要する。

第2号様式（第3条第4項）

平成30年11月20日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	意思疎通支援者派遣事業に関する事務
届出部課等の名称	保健福祉部障がい者支援課
変更年月日	平成30年12月1日
変更の理由	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会と協定を結び、市職員の意思疎通支援者では対応が難しい夜間・休日の緊急的な派遣や遠隔地への派遣について、同協会に所属する意思疎通支援者の派遣を委託することとしたため。
変更内容	外部委託等の欄の「外部委託」を「有」とする。
備考	

平成30年11月20日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	意思疎通支援者派遣事業に関する事務
届出部課等の名称	保健福祉部障がい者支援課
委託開始年月日	平成30年12月1日
委託する事務	意思疎通支援者の派遣事務
個人情報を保護するための措置	協定書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとした。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

区分 □共通 ■個別

実施機関の名称	市長		届出部課等の名称	保健福祉部 障がい者支援課		
関係課等の名称						
届出年月日	H29.11.21	開始年月日	H29.11.21	最終変更年月日	H30.11.20	
事務の名称	意思疎通支援者派遣事業に関する事務					
事務の目的	聴覚、言語機能、音声機能等の障がい者（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との円滑な意思疎通を支援するため、手話通訳者又は要約筆記者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣する。					
事務の概要	聴覚障害者等又は聴覚障害者等との意思疎通の必要がある者は、意思疎通支援者の派遣を受けようとするときは、あらかじめ意思疎通支援者の派遣に係る申請書を提出し、市は、要件を審査し、派遣の可否を決定し、意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書により通知し、意思疎通支援者を派遣する。					
対象者	聴覚障害者等、聴覚障害者等との意思疎通の必要がある者					
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係				
		収集する理由【第7条第2項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市意思疎通支援者派遣事業実施規則 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
収集項目	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 意思疎通支援業務を行うために必要な情報（派遣場所、派遣内容）				
		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（障がい者支援課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（聴覚障害者等との意思疎通の必要がある者） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
収集先	本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市意思疎通支援者派遣事業実施規則 ■2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <input type="checkbox"/> 主な利用項目（ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： <input type="checkbox"/> 主な提供項目（ ）					
経常的な目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <input type="checkbox"/> 主な利用項目（ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： <input type="checkbox"/> 主な提供項目（ ）					
	<input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日						
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日					
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日					
個人情報の保有期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他（ ）					